

大島商船高等専門学校における知識及び技能に関する審査 における成果に係る学修による単位認定に関する規程

第1条 この規程は、大島商船高等専門学校学則（以下「学則」という。）第14条の5の規定に基づき、知識及び技能に関する審査（以下「知識・技能審査」という。）における成果に係る学修による単位修得の認定に関し、必要な事項を定める。

第2条 大島商船高等専門学校において教育上有益と認める知識・技能審査は、次の各号に掲げる審査とする。

- (1) 実用英語技能検定
- (2) 技術英語能力検定
- (3) CG エンジニア検定
- (4) 画像処理エンジニア検定
- (5) マルチメディア検定
- (6) CG クリエイター検定
- (7) Web デザイナー検定
- (8) デジタル技術検定（情報部門）
- (9) デジタル技術検定（制御部門）
- (10) 情報処理活用能力検定
- (11) 情報活用試験（1級）
- (12) 情報システム試験（プログラマ認定）
- (13) 情報システム試験（システムエンジニア認定）
- (14) 実用数学技能検定

第3条 前条各号に掲げる知識・技能審査における成果に係る学修により単位修得の認定を受けようとするときは知識・技能審査における成果に係る学修による単位修得認定願（別紙様式）に成果を証明する書類を添付のうえ、校長に申請しなければならない。

第4条 校長は、前条の規定により申請があった知識・技能審査について、単位の修得を認定することができる。

2 前項の規定により認定することができる単位数は、別表に掲げる知識・技能審査の種類及び級に対応する認定単位数とする。ただし、第2条第3号、第4号、第6号及び第7号の知識・技能審査において認定できる単位数は、合わせて4単位までとする。

3 既に下級の知識・技能審査における成果に係る学修により単位修得の認定を受けている場合、認定することができる単位数は、別表に掲げる知識・技能審査の種類及び級に対応する追加認定単位数とする。

第5条 認定された単位数は、指導要録の「学習の記録」欄に知識・技能審査における成果に係る学修を修めた年度の学年欄に知識・技能審査の種類及び級を記し記載するものとする。ただし、評価は記入しないものとする。

第6条 学則第14条の3に規定する全課程修了の認定に必要な単位数に算入する場合は、知識・技能審査の種類に応じて別表に掲げる単位算入の区分によるものとする。

第7条 認定された単位数は、「大島商船高等専門学校学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程」第14条第2号に規定する修得累計単位数に含めることができるものとする。

第8条 認定された単位数は、「大島商船高等専門学校学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程」第16条の規定にかかわらず、原学年に留まった場合においても有効とする。

附 則

1 この規程は、平成19年2月6日から施行し、平成18年12月10日から適用する。

2 この規程の施行により、大島商船高等専門学校における文部科学大臣認定技能審査の学修による単位認定に関する規程（平成9年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別 表

◎実用英語技能検定

級 別	準 2 級	2 級	準 1 級	1 級	単位算入の区分	
					商船系	工業系
認 定 単 位 数	1	3	5	7	一般科目	一般科目
追加認定単位数		2	2	2		

◎技術英語能力検定

級 別	2 級	1 級	準プロフェッショナル	プロフェッショナル	単位算入の区分	
					商船系	工業系
認 定 単 位 数	1	2	3	7	一般科目	専門科目
追加認定単位数		1	1	4		

◎CG エンジニア検定

級 別	エキスパート	単位算入の区分	
		商船系	工業系
認 定 単 位 数	2	専門科目	専門科目
追加認定単位数			

◎画像処理エンジニア検定

級 別	エキスパート	単位算入の区分	
		商船系	工業系
認 定 単 位 数	2	専門科目	専門科目
追加認定単位数			

◎マルチメディア検定

級 別	エキスパート	単位算入の区分	
		商船系	工業系
認 定 単 位 数	2	専門科目	専門科目
追加認定単位数			

◎CG クリエイター検定

級 別	エキスパート	単位算入の区分	
		商船系	工業系
認 定 単 位 数	2	専門科目	専門科目
追加認定単位数			

◎Web デザイナー検定

級 別	エキスパート	単位算入の区分	
		商船系	工業系
認 定 単 位 数	2	専門科目	専門科目
追加認定単位数			

◎デジタル技術検定（情報部門）

級 別	2 級	1 級	単位算入の区分	
			商船系	工業系
認 定 単 位 数	1	3	専門科目	専門科目
追加認定単位数		2		

◎デジタル技術検定（制御部門）

級 別	2 級	1 級	単位算入の区分	
			商船系	工業系
認 定 単 位 数	1	3	専門科目	専門科目
追加認定単位数		2		

◎情報処理活用能力検定

級 別	準 2 級	2 級	1 級	単位算入の区分	
				商船系	工業系
認 定 単 位 数	1	2	3	専門科目	専門科目
追加認定単位数		1	1		

◎情報活用試験・情報システム試験

種類及び級	情報活用試験 (1 級)	情報システム試験 (プログラマ認定)	情報システム試験 (システムエンジニア認定)	単位算入の区分	
				商船系	工業系
認 定 単 位 数	1	2	3	専門科目	専門科目
追加認定単位数		1	1		

◎実用数学技能検定

級 別	準 2 級	2 級	準 1 級	1 級	単位算入の区分	
					商船系	工業系
認 定 単 位 数	1	2	3	5	一般科目	一般科目
追加認定単位数		1	1	2	専門科目	専門科目

別紙様式

知識・技能審査における成果に係る学修による単位修得認定願

令和 年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

学科 年

氏名

下記のとおり知識・技能審査における成果に係る学修を修めましたので、単位修得についてよろしく
お願いいたします。

記

1. 知識・技能審査の種類及び級

☐	実 用 英 語 技 能 検 定	級
☐	工 業 英 語 能 力 検 定	級
☐	C G エ ン ジ ニ ア 検 定	エキスパート
☐	画 像 処 理 エ ン ジ ニ ア 検 定	エキスパート
☐	マ ル チ メ デ ィ ア 検 定	エキスパート
☐	C G ク リ エ イ タ ー 検 定	エキスパート
☐	W e b デ ザ イ ナ ー 検 定	エキスパート
☐	デ ィ ジ タ ル 技 能 検 定 (情報部門)	級
☐	デ ィ ジ タ ル 技 能 検 定 (制御部門)	級
☐	情 報 処 理 活 用 能 力 検 定	級
☐	情 報 活 用 試 験	1 級
☐	情 報 シ ス テ ム 試 験	(プログラマ認定)
☐	情 報 シ ス テ ム 試 験	(システムエンジニア認定)
☐	実 用 数 学 技 能 検 定	級

※該当する検定等に○印を付すこと

2. 添付書類

学修の成果を証明する書類 (写)